

平成30年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年9月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 平成30年9月10日(月) 午後2時5分

3 場所 総社市保健センター 2階資料展示室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

2人

林 斉

宮崎 昭雄

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主事 藤木 あゆみ

農林課

課長 葛原 隆二

7 議事録署名委員

6番委員

7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 39 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 40 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 41 号 農用地利用集積計画案について（追加）

報告第 28 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 29 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

9月も半ばになってきております。水害が発生して2ヶ月が過ぎましたが、改めて被災された方は、お気の毒であると思います。

北海道での震度7の地震についても被災された方は、大変であろうと思います。

全国で水害、風害、地震さまざまな災害が発生しています。どの災害についても起きないことが一番だと思います。皆様方も対策をしていただければと思います。被害に遭われた方は、大変な思いをしているという気持ちを持っていただければと思います。

この土日には、かなりの雨が降りました。私も地元で土木担当をしています。7月の雨で、ある地区が7箇所ほど崩れたことから、日曜日の朝からその場所へ行きましたが異常はなかったようでひと安心をしました。

農業委員、農地利用最適化推進委員さんにおかれましても、人の世話をさせていただきたいなと思っております。また、農繁期も間近に迫ってきていますので、色々なことがあり忙しい時期になるかと思っております。

私の地区の営農組合では、小豆を作っていますが、穀が出来すぎかなと思っております。稲は少し出来が悪いかなと思っております。

それでは、ただ今より平成30年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、欠席者はいません。また、農地利用最適化推進委員の方には、2人の方へ出席をしていただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

平成30年9月4日付けで、総社市長片岡聡一から、農用地利用集積計画案について、農業委員会へ意見を求められたので、付議事件の最後に追加議案を1件提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員よりよろしくお願いいたします。

【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第39号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号28番】

(農地担当)

それでは、2ページの28番、黒尾についての審議に入ります。

今回の受け人は市外の方であります。本来ならば本総会で説明をしていただく案件であります。関係する委員さんと協議の結果、既に市内で大規模に農業経営をされている方あります。

このようなことから、本総会での説明は求めないことにいたしましたことを報告いたします。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人の方は、40ヘクタールを超える大型農家だと聞いております。

渡し人の方は高齢であり、息子さんも病弱であることから農業が出来るような状態ではありません。

地元で農業が出来なくなった方の受け皿になるような方が見当たりません。

このようなことを考えると、今回の申請についても仕方がないのかなと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります宮崎委員からお願いをいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおりであります。

今回の申請人がなければ、黒尾地区は荒れた農地ばかりになるかと思えます。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

以上で、議案第39号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第40号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号26番】

(農地担当)

それでは、4ページ、26番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

9月5日に会長、1番委員、小橋推進委員と私の4名で現地調査を行いました。

東が宅地、西が宅地と道路、南が田、北が宅地であります。

農地転用をしたとしても周辺農地への影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

地図を見ていただければと思います。

この土地は、●●●●という南側になります。この土地の確認を農地利用最適化推進委員の林齊委員が、8月23日に現地調査を行いました。その後に私も現地調査を行いましたが、申請地は住宅と道に囲まれていて、陥没しているような土地になっています。取水口も排水口もないような状態でありました。東側が宅地、西側が宅地と進入路、南側が所有田、一部墓地があります。北側が

アパートであります。用水につきましては、残地の取水口が●●●番●の造成地で潰されており、用水の取入口はありません。排水につきましても宅地になっており地下浸透のような状態になっています。日照通風は問題ありません。土砂等の流出は土留を施工することから問題ありません。

総合判断としまして、周辺は住宅地と墓地、市道に囲まれており、田としての機能はなく地元としては、問題ないと思います。ただ、気になる点といたしまして、敷地内に引込み用と思われる電柱が建てられていることとあります。

以上です。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の林齊委員から補足がありましたら報告をお願いいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりであります。

申請地に新設と思われる電柱がありました。電線はありませんでした。

この点が気になりましたので、業者の方へ事前に電柱の許可の有無について農業委員会へ確認をするように言いました。農業委員会へ電話があったと思います。

以上で報告を終わります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

電柱の件について報告をさせていただきます。

業者の方から、電柱についての許可の問い合わせがありました。事務局からは、許可不要案件であると回答をいたしております。

なお、根拠法令等ではありますが、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外として農地法第5条第1項第7号及び同法施行規則第53条の各号にそれぞれ定められています。

今回の場合は、第11号に規定する電気事業者が送電用電気工作物等のため第1号の権利を取得する場合に該当すると判断されることから、許可不要といたしております。

次に、農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当)

続きまして、27番、八代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

9月5日に会長、1番委員、小橋推進委員と私の4名で現地調査を行いました。

東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地であります。農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

現地調査の報告にもありましたように、現地は元々田であったようです。現地は畑のようになっています。今回の申請は貸し借りということになっています。祖父から孫夫婦へ貸して家を建てる目的での農地転用許可申請になります。

申請地は、東西南北農地に接することはありません。添付の図面を見ていただければと思います。申請地は十字路の角になります。道路を隔てた所も南東側を除いて全て宅地であります。用水が道路の東にあります。特に問題ありません。排水につきましても転用後は、雨水は集水桝を設置し生活排水につきましても、合併浄化槽を設置するようになっていことから、特に問題はないと思われま。

日照・通風は直接農地へ接していないため、特に影響はないと思われま。

予定建築物は平屋建てということで問題はないと思われま。

次に土砂の関係ですが、西、北側は宅地であります。東、南側も道路になっており道路面と同じ高さになっています。宅地に面する部分は、コンクリートブロックで擁壁を設置する計画になっています。

総合判断といたしまして、何ら問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

以上で、議案第40号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第41号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

次に議案第41号、農用地利用集積計画案について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第41号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

先月の総会で、岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権を移転した案件の続きであります。

この件につきまして、何か質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは，採決をさせていただきます。

議案第41号の農用地利用集積計画案につきましては，案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで，議案のとおり決定されました。

次に，報告事項に入ります。

【報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第28号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に，報告第29号，農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第29号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

16ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日の許可件数は、第3条関係が1件、第5条関係が2件でありました。

また、農用地利用集積計画案につきましては、案のとおり農業委員会として決定いたしました。
ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

農業委員会だより編集特別委員会の委員長から、報告を求められています。

委員長からお願いいたします。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりについて報告】

(会長)

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【全国農業新聞購読料について】

【活動管理簿の提出について】

【市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について】

【総社市農業委員会互助会規約の改正について】

(課長)

【豪雨災害による農業用施設等の支援措置について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

早い所は、稲刈りも始まろうかと思えます。

私は怪我をしました。皆様方におかれましては、怪我のないよう農作業をしていただくようお願いいたします。

本日は、苦勞様でした。

閉会 午後2時5分